

議 事 日 程

平成29年12月19日

日程	議案番号	件名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	議案第8号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	議案第9号	平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）
6		議員の派遣について

高座清掃施設組合議会会議録

平成29年第2回臨時会

平成29年12月19日

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成29年12月19日（火）午後2時23分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

1 出席議員 15名

京 免 康 彦 君	池 田 徳 晴 君
金 江 大 志 君	加 藤 学 君
佐 竹 百 里 君	倉 橋 正 美 君
井 上 賢 二 君	藤 澤 菊 枝 君
松 本 春 男 君	森 下 賢 人 君
武 藤 俊 宏 君	佐々木 弘 君
加 藤 陽 子 君	吉 田 みな子 君
星 野 久美子 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程5 議案第9号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優	次 長 石 井 一 義
副 組 合 長 遠 藤 三紀夫	参事兼建設推進室長 小野沢 直 仁
副 組 合 長 古 塩 政 由	施 設 課 長 守 屋 昌 治
会 計 管 理 者 内 海 達 也	総 務 課 長 鈴 木 茂
事 務 局 長 志 村 裕 之	総務課建設推進室主幹 高 橋 学

5 出席した事務局職員 3名

総務課主査 亀岡幸治 総務課主任主事 山田健太

総務課主任主事 菊地康之

6 傍聴者 8名

7 会議の状況 (午後2時23分 開会)

◎議長(京免康彦君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成29年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。

◎組合長(内野優君) 議員の皆様におかれましては、各市の定例会終了後の年末の大変お忙しい中、平成29年第2回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどの全協でも説明しましたとおり、新ごみ処理施設につきましては、工事も順調に進んでおります。地元の皆様には、ご不便をおかけしますが、周辺への安全には十分な配慮をして工事を進め、皆様の期待にお応えできる施設作りを目指して参ります。

議員の皆様におかれましても、ご理解をお願いするとともに、施設更新にあたってのご意見をいただきたいと考えております。

本日ご提案申し上げます案件は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等でございます。

皆様には、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長(京免康彦君) 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査・定期監査の監査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎議長(京免康彦君) 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。会議規則第99条の規定により、議長において佐竹百里議員、加藤陽子議員を指名いたします。

◎議長(京免康彦君) 次に、日程第3 議席の指定についてを行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番倉橋正美議員、12番藤澤菊枝議員、13番森下賢人議員、14番佐々木弘議員、15番吉田みな子議員、以上でございます。

◎議長(京免康彦君) それでは、組合長より本定例会に上程される議案の説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正を行いたいためのものです。詳細につきましては、事務局長から説明します。

次に日程第5 議案第9号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算第2号でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正は、款項の区分及びその区分ごとの歳入、歳出予算の変更は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条といたしまして、地方債の補正は、地方債限度額を第2表のとおり変更するものでございます。今回の補正は、職員の人事異動等及び人事院勧告等に伴う制度改正による額を見直すためでございます。詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎議長(京免康彦君) 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続い

たします。

次に、日程第4 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

3ページをご覧ください。第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。条例第22条第2項中の改正は、職員の勤勉手当の支給率を引き上げるもので、再任用を除く職員について、第1号中100分の85を100分の90に改め、再任用の職員については、第2号中100分の40を100分の42.5に改めたいものでございます。また、平成29年12月に支給する勤勉手当の特例措置として、再任用を除く職員について、第22条第2項第1号中100分の90を100分の95と、再任用職員については、同項第2号中100分の42.5を100分の45とする規定を、附則第12項として新たに設けたいものでございます。この改正により、再任用を除く職員の期末勤勉手当について、年間の支給率を4.3月から4.4月に、再任用職員については、2.25月から2.3月に引き上げたいものでございます。別表第1の改正は、第6条で規定しております給料表の改正で、大卒初任給を1,000円引き上げ、その他の職員については、1,000円を超えない額の範囲内で引き上げたいものでございます。別表第1を、4ページから9ページに記載の表のとおり改めたいものでございます。

10ページでございます。第2条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第7条第1項中の改正は、特定任期付職員の給与を引き上げるもので、給料表中、第1号給372,000円を373,000円に、第2号給420,000円を421,000円に改めたいものでございます。なお、第3号給から第7号給までの改正はございません。第8条第2項中の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、100分の162.5を100分の165に改めたいものでございます。この改正により、特定任期付職員の期末手当について

年間の支給率を3.25月から3.3月に引き上げたいものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定による改正後の高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項及び附則第12項の規定は平成29年12月1日から、別表第1の規定は平成29年4月1日から適用させたいものでございます。附則第2項及び第3項の規定は、給与の内払、勤勉手当の内払について、改正前の条例に基づき支払われたものは、改正後の規定によるものの内払とみなしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議長（京免康彦君） 次に、日程第5 議案第9号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、議案第9号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書第2号の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款の補正額についてご説明させていただきます。1款分担金及び負担金3億50万円の減、3款国庫支出金2億8,443万4,000円の増、4款県支出金156万6,000円の増、7款組合債1,450万円の増でございます。

3ページの歳出でございます。各款の補正額についてご説明させていただきます。2款総務費52万3,000円の減、4款衛生費605万7,000円の減、7款予備費658万円の増でございます。

4ページでございます。第2表 地方債補正でございます。これは、ごみ処理施設等建設事業債の限度額を、35億4,840万円から1,450万円増額し、35億6,290万円とするものでございます。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1総括の説明は省略させていただきます。

8、9ページをご覧くださいと存じます。2 歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金3億50万円の減は、国庫補助金の増額等に伴う建設費分担金の減でございます。3款国庫支出金1項国庫補助金3目交付金2億8,443万4,000円の増は、環境省の循環型社会形成推進交付金の増額によるものでございます。4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金156万6,000円の増は、ごみ処理施設建設工事費補助金である市町村自治基盤強化総合補助金の増額によるものでございます。7款組合債1項組合債1目衛生債1,450万円の増は、国庫補助金の増額に伴う起債対象事業費の変更によるものでございます。

10、11ページでございます。3 歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、52万3,000円の減でございます。職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う報酬の増、給与及び職員手当等の減、共済費の増でございます。

12、13ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は、747万4,000円の減でございます。職員の人事異動及び人事院勧告に伴う給与、職員手当等及び共済費の減でございます。4目ごみ処理施設建設費141万7,000円の増は、平成28年度建設費分担金精算に伴う返還金でございます。

14、15ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費658万円の増は、歳

出の差引額をこちらに明記させていただいたものでございます。

16ページからは、給与明細書等を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員

◎議員（吉田みな子君） 補正予算について2点お伺いします。1つめは、職員の給料費なんですけど、期末手当が増額ということは理解はしているんですけども、全体としては減額になっているのでその理由。それと、今臨時職員の方もいらっしゃると思いますが、臨時職員の方の期末手当はどのようになっているかをお聞きします。2点目が、国庫補助金なんですけど、事前説明会の時にも国への要望額どおりに内示が来たということで、増額になっているということは承知しているんですけども、当初と比べても2億8,000万円とかなり金額的にも開きが大きいので、当初どのように国庫補助金がかかるように捉えていたのか、その点についてお伺いいたします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木茂君） 人件費が相対的に減額となった理由をご説明させていただきます。本年度当初計上しておりますが、年度当初に再任用職員の辞退がございましたことが1つ。また一般職の職員が5月に退職したことが、2つめの理由でございます。給与費明細書がございまして、72名の当初予算が、補正予算の時点で70名となったことが主な原因でございます。

また2つめの臨時職員への割増賃金についてでございますが、現在臨時的任用職員に対しまして、割増賃金の支給はございません。今後、国が法制度化を進めております、会計年度任用職員制度というものが、今構築中でございます。構成三市を参考として、業務と賃金の整理が今後できればと思っております。

以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課建設推進室主幹。

◎総務課建設推進室主幹（高橋学君） 国庫補助金の関係でございますが、実際の予算要求額よりも2億8,000万円程増えてございます。実際のところ、予算要求をした段階の方で、国の方から本省繰越分と言いまして、環境省の方に繰り越された負担金に対しまして使っていただけないかと連絡がございまして、それについて改めて要望をした結果、ほぼ満額に近いものとなった次第でございます。

以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員。

◎議員（吉田みな子君） はい、分かりました。臨時職員の期末手当は支給されていない、今後制度を見直していくということで理解はしていますけれども、お聞きしたところによると、2009年を最後に新規採用をされていないということで、退職不補充ということでこれまできているということなんですけれども、5年前と比べて職員数が95人から86人に減っているということと、臨時職員の方も5人から9人と増えている中で、正規の職員が減る一方で臨時職員の方が業務に当たっていると、そういうことが、実際の数字でも分かるんですけれども、今新炉建設中で、業務内容はかなり増えているということも分かりますし、職員がこれだけ減っている中、臨時職員の方がいなければ、なかなか業務ができないという中で、少しでもこの時期に一時金を出して欲しいと思いますし、三市それぞれということも理解はするんですけれども

（議場から「今、一般質問じゃないだろ。内容違うだろう。」と呼ぶ声あり。）

◎議員（吉田みな子君） いかがでしょうかということと、交付金のことなんですけれども、2015年から4年計画で交付金申請ということで聞いているんですけれども、去年と一昨年はほぼ要求額どおりで国庫補助金が来たと聞いていますが、その、当初予算で、その、要求・・・、もめないというか、なんて言うんでしょうかね、実績に応じて、来年度予算もあるので・・・、

◎議長（京免康彦君） 吉田みな子議員、簡潔にお願いします。

◎議員（吉田みな子君） 分かりました。ごめんなさい。国庫補助金なんですけど、15、16年度も満額でだいたい来たというふうにお聞きしているのですが、15、16年度はいくら位増額補正をしたのか、その数字を教えてくださいませんか。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（石井一義君） 1点目の一時金についてご答弁させていただきます。臨時職員につきましては、これまで制度が不明確でありまして、ご質問の一時金も含めまして、地方公共団体によって、任用とか勤務条件等がまちまちであったということから、今回地方公務員法と地方自治法の一部改正が行われて、今後統一的な取り扱いがなされるということになっております。このため、構成三市も含めまして、そのへんの制度設計等がされて参りますので、当組合につきましてもそれに合わせて新たなものを作っていくたいと考えております。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼推進室長（小野沢直仁君） 増額補正につきまして、初年度の平成27年度については、要望額の87パーセントしか交付金はきておりません。28年度が94パーセント、29年度はほぼ満額がつかいましたが、当初予算時点では実績を考慮して計上をいたしました。平成28年度の増額というのは27年度に事業が全て行えなかったのが、翌年度に事業を繰り越したということで増額しているものです。29年度の歳出は変えていませんので、予定どおり進捗しておりまして、交付対象事業費が先ほども説明しましたとおり、国の繰り越し事業だと、ほぼ満額がつくということで、そちらを選定したということでございます。

以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議長（京免康彦君） 次に、日程第6 議員の派遣についてを議題といたします。本組合議会では、平成30年2月21日、東京都武蔵野市に所在する武蔵野グリーンセンターに調査・研究のため視察を予定しております。本組合議会から、対象を議員全員として参加することになります。

お諮りいたします。会議規則第100条の規定により、議員全員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よってそのとおり決定いたします。

本日提案された議事については、全て終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。

議員の皆様には、大変ご苦勞さまでした。

(午後2時46分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成29年12月19日

高座清掃施設組合議会議長 京 免 康 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 佐 竹 百 里

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 陽 子